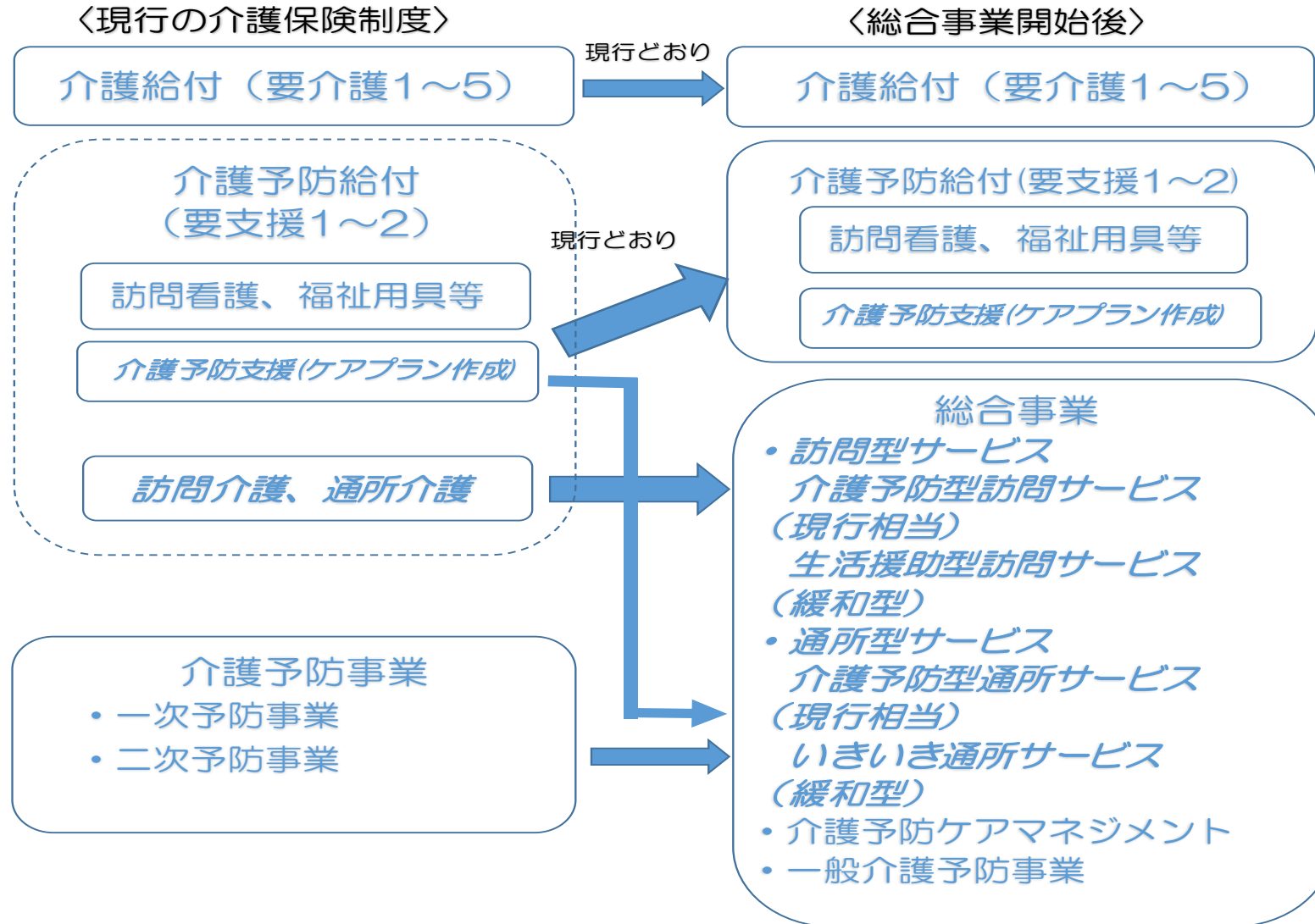


介護予防・日常生活支援総合事業について

1. 総合事業の構成と内容

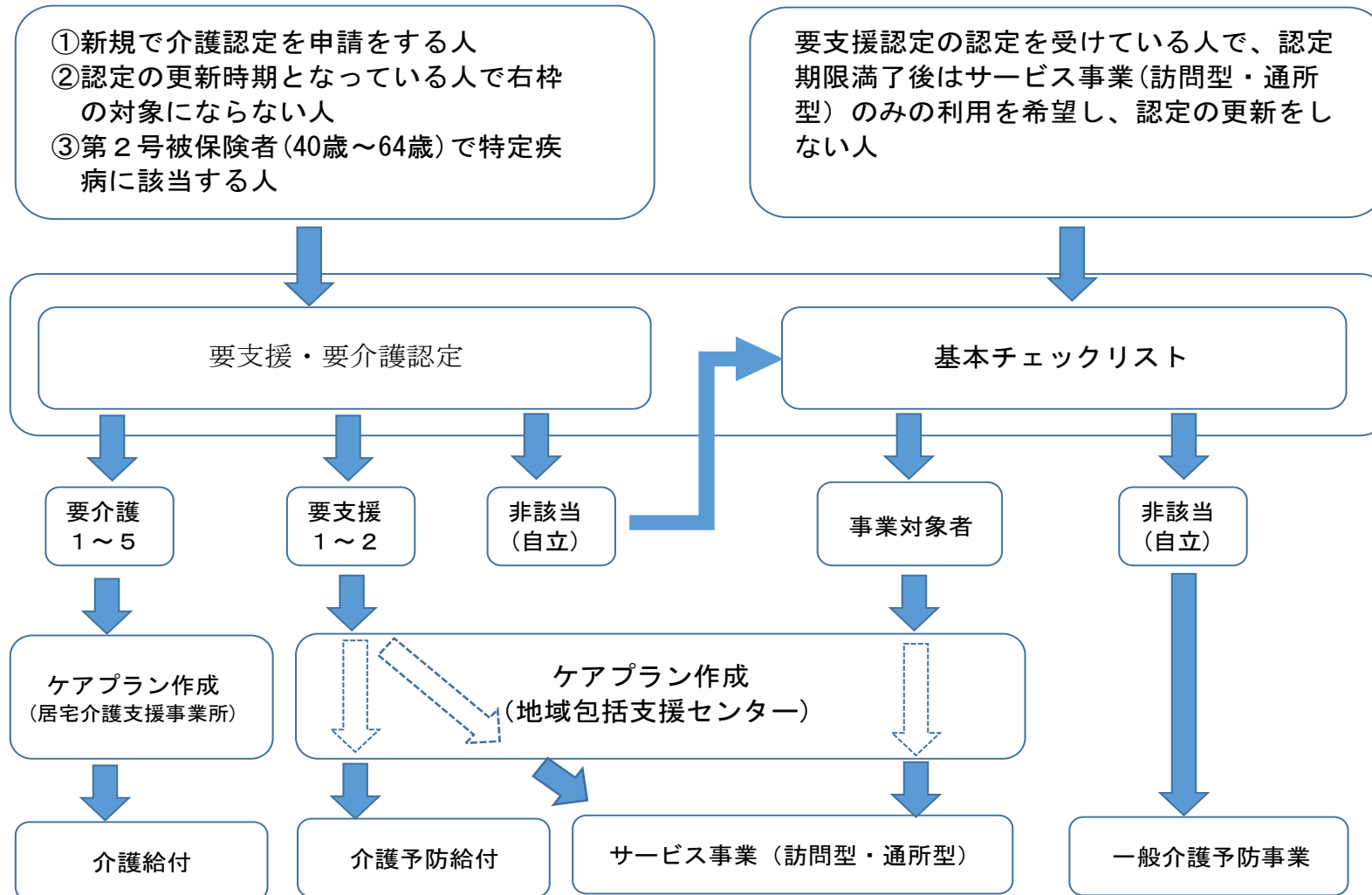
総合事業開始後の介護保険制度



サービス事業（訪問型・通所型）への移行について

- 移行の時期 平成29年4月
- 移行の形態 一斉移行
- サービス事業が利用できる人
 - 要支援認定者 ・ ・ ・ 要支援 1 又は要支援 2 と認定された人
 - 事業対象者 ・ ・ ・ 基本チェックリストを活用して、サービスを提供する必要があると判定された人

サービス利用の流れ



サービス利用者の分類について

		要介護・要支援認定者		事業対象者	備 考
		要介護 1～5	要支援 1～2	認定なし チェックリスト で判定	
介護給付	介護サービス	○	×	×	
	居宅介護支援	○	×	×	
予防給付	介護予防サービス	×	○	×	
	介護予防支援	×	○	×	
総合事業	サービス事業 (訪問型・通所型)	×	○	○	
	介護予防ケアマネジメント	×	○ ※	○	※介護予防給付とサービス事業を併せて実施する場合は、介護予防支援を実施

事業対象者について

- ・ 事業対象者とは

- ① 65歳以上（40～64歳までの特定疾病該当者（脳血管疾患、末期がん等）は、認定申請が必要）
- ② 要支援の認定を受けている人で、認定期限満了後はサービス事業（訪問型・通所型）のみの利用を希望し、要支援認定を更新しない人
- ③ 基本チェックリストを受け、該当した人

上記①～③のすべてに該当する人

稲美町 基本チェックリスト様式

稲美町 基本チェックリスト

被保険者氏名 ふりがな	性別 男 女	生年月日 明・大・昭 年 月 日
被保険者番号		

実施日 実施者	年 月 日
------------	-------

No.	質問項目	回答			該当
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	0	いいえ	1
2	日用品の買物をしていますか	はい	0	いいえ	1
3	預貯金のおし入れをしていますか	はい	0	いいえ	1
4	友人の家を訪ねていますか	はい	0	いいえ	1
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	0	いいえ	1
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	0	いいえ	1
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	0	いいえ	1
8	15分位続けて歩いていますか (分・ km)	はい	0	いいえ	1
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	1	いいえ	0
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	1	いいえ	0
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	1	いいえ	0
12	身長 . cm 体重 . kg (BMI =) ※18.5未満=1				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	1	いいえ	0
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	1	いいえ	0
15	口の渇きが気になりますか	はい	1	いいえ	0
16	週に1回以上は外出していますか (/週)	はい	0	いいえ	1
	行き先⇒ 散歩・田畑・通院・買い物・学習活動・大学(いなみの・あたご)・つどい 老人会(グラウンドゴルフ・いきいきサロン・いきいき広場・旅行) サークル()・友人訪問・その他()				
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	1	いいえ	0
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	はい	1	いいえ	0
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	0	いいえ	1
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	1	いいえ	0
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	はい	1	いいえ	0
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	1	いいえ	0
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	1	いいえ	0
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だとは思えない	はい	1	いいえ	0
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい	1	いいえ	0

【稲美町記入欄】

判定	該当 非該当	判定日	年 月 日
判定結果入力	年 月 日	被保険者証交付	年 月 日

2. 稲美町の訪問型サービスについて

国のガイドラインによる訪問型サービスの類型

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

訪問型サービス【介護予防型訪問サービス】

(介護給付等と一体で実施する生活援助型訪問サービス)

サービス種別	【介護予防型訪問サービス】 【生活援助型訪問サービス（介護給付と一体で実施）】
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防型訪問サービス：訪問介護員による身体介護、生活援助 ※現行の介護予防給付と同様のサービス ・生活援助型訪問サービス：訪問介護員または町が指定する研修修了者による生活援助 ※身体介護は行わない ※現行の生活援助と同様の基準
実施方法	事業者指定
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ①管理者：常勤・専従1人以上（兼務可） ②訪問介護員等：常勤換算2.5人以上※（介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者） ③サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（介護福祉士、実務経験修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者）
設備基準	現行の介護予防給付と同様の基準
運営基準	現行の介護予防給付と同様の基準

※ただし、生活援助型訪問サービスの勤務時間は「常勤換算2.5人」の勤務時間として算定することはできない。

訪問型サービス【生活援助型訪問サービス】

サービス種別	【生活援助型訪問サービス】（緩和した基準によるサービス）
サービス内容	訪問介護員または町が指定する研修修了者による生活援助 ※身体介護は行わない ※現行の生活援助と同様の基準
実施方法	事業者指定
人員基準	①管理者：専従1人以上（兼務可） ②従事者：常勤換算1人以上必要数 （介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、町が指定する研修修了者） ③訪問事業責任者：従事者のうち1人以上必要数
設備基準	現行の介護予防給付と同様の基準
運営基準	現行の介護予防給付と同様の基準

訪問型サービスの単位数について

サービス種別	介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス
サービスコード	A 1 (みなし指定) A 2 (平成27年4月1日以降に指定)	A 2
単位・対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週 1 回程度利用 (月 5 回まで) 1,168単位 【要支援1・2、事業対象者】 ・ 週 2 回程度利用 (月 10 回まで) 2,335単位 【要支援1・2、事業対象者】 ・ 週 2 回超利用 (月 15 回まで) 3,704単位 【要支援2】 <p><加算・減算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の予防給付と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週 1 回程度利用 (月 5 回まで) 934単位 【要支援1・2、事業対象者】 ・ 週 2 回程度利用 (月 10 回まで) 1,868単位 【要支援1・2、事業対象者】 ・ 週 2 回超利用 (月 15 回まで) 2,963単位 【要支援2】 <p><加算・減算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回加算は現行相当と同様 ・ その他の加算、減算は算定しない
利用者負担	1 割又は 2 割	

※ 1 単位は10.21円 (7 級地)

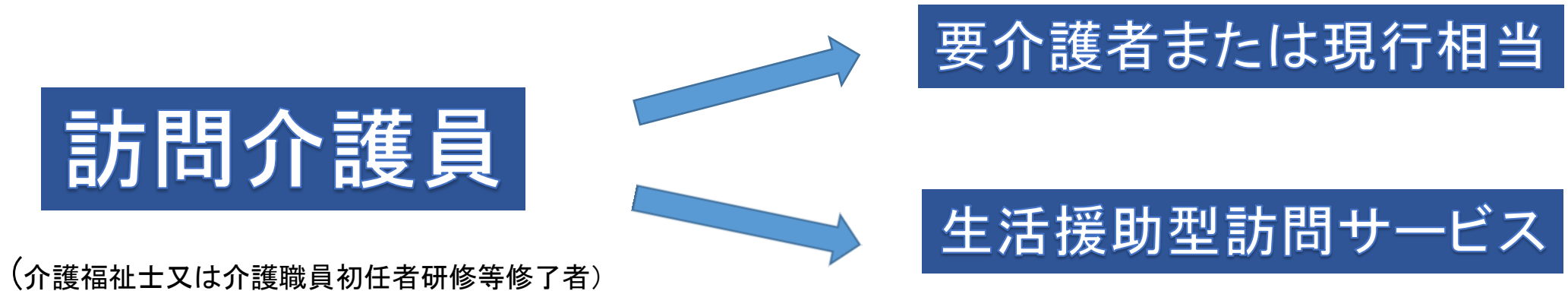
※費用額は単位数に10.21円を乗じて算定 (円未満の端数は切り捨て)

※利用者負担額は費用額に利用者負担割合を乗じて算定 (円未満の端数は切り上げ)

人員基準の考え方について（訪問型サービス）

訪問介護員の配置例①（介護給付等と一体でサービス提供する場合）

- ・ 訪問介護員が生活援助型訪問サービスの従事者を兼務



- ・ 常勤換算2.5人以上（ただし、生活援助型訪問サービスに係る勤務時間は「常勤換算2.5人」の勤務時間として算定できない。）
- ・ 生活援助型訪問サービスの提供に係る報酬は生活援助型訪問サービスの単価

人員基準の考え方について（訪問型サービス）

訪問介護員の配置例②（介護給付等と一体でサービス提供する場合）

- ・生活援助型訪問サービスの従事者を別途配置

訪問介護員

常勤換算2.5人以上



要介護者または現行相当

訪問介護員または
町が指定する研修修了者

常勤換算1人以上必要数



生活援助型訪問サービス

人員基準の考え方について（訪問型サービス）

サービス提供責任者の配置例①（介護給付等と一体でサービス提供する場合）

利用者40人の事業所

35人（介護又は現行相当）

5人（生活援助型サービス）



サービス提供責任者 1人

※介護給付のサービス提供責任者が、訪問事業責任者を兼務

人員基準の考え方について（訪問型サービス）

サービス提供責任者の配置例②（介護給付等と一体でサービス提供する場合）



3. 稲美町の通所型サービスについて

国のガイドラインによる通所型サービスの類型

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

通所型サービス【介護予防型通所サービス】

(介護給付等と一体で実施するいきいき通所サービス)

サービス種別	【介護予防型通所サービス】 【いきいき通所サービス（介護給付等と一体で実施）】
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防型通所サービス：事業所が、入浴や食事、機能訓練などのサービスを日帰りで提供 ※現行の介護予防給付と同様のサービス ・ いきいき通所サービス：事業所が、機能訓練などのサービスを日帰りで提供 ※入浴、排泄、食事等の介助を行わない ※提供時間は1時間30分以上 送迎有
実施方法	事業者指定
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ①管理者：常勤・専従1人以上（兼務可） ②生活相談員：専従1人以上 ③看護職員：専従1人以上 ④介護職員：利用者15人までは専従1人以上、15人を超える場合は利用者1人に専従0.2人以上 ⑤機能訓練指導員：1人以上
設備基準	現行の介護予防給付と同様の基準
運営基準	現行の介護予防給付と同様の基準

通所型サービス【いきいき通所サービス】

サービス種別	【いきいき通所サービス】（緩和した基準によるサービス）
サービス内容	機能訓練などのサービスを日帰りで提供 ※入浴、排泄、食事等の介助を行わない ※提供時間は1時間30分以上 送迎有
実施方法	事業者指定
人員基準	①管理者：常勤・専従1人以上（兼務可） ②生活相談員：配置不要 ③看護職員：配置不要 ④介護職員：利用者15人までは専従1人以上、15人を超える場合は利用者1人に専従0.2人以上 ⑤機能訓練指導員：配置不要
設備基準	・ サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備・備品
運営基準	現行の介護予防給付と同様の基準（ただし、個別サービス計画の作成は原則不要とする。）

通所型サービスの単位数について

サービス種別	介護予防型通所サービス	いきいき通所サービス
サービスコード	A 5 (みなし指定) A 6 (平成27年4月1日以降に指定)	A 6
単位・対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週1回程度利用 (月5回まで) 1,647単位 【要支援1、事業対象者】 ・ 週2回程度利用 (月10回まで) 3,377単位 【要支援2】 <p><加算・減算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の予防給付と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週1回程度利用 (月5回まで) 1,318単位 【要支援1、事業対象者】 ・ 週2回程度利用 (月10回まで) 2,702単位 【要支援2】 <p><加算・減算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加算、減算は算定しない
利用者負担	1割又は2割	

※ 1単位は10.21円 (7級地)

※ 費用額は単位数に10.21円を乗じて算定 (円未満の端数は切り捨て)

※ 利用者負担額は費用額に利用者負担割合を乗じて算定 (円未満の端数は切り上げ)

一体型と単独型の考え方について（通所型サービス）

＜介護給付等と一体で実施する場合＞

通所介護事業所において、「要介護者」と「要支援者」を一体的に処遇する場合と同様、「要介護者や現行相当利用者」と「いきいき通所サービス利用者」を一体的に処遇し、サービスを提供する実施形態。

⇒人員、設備等の基準は介護予防型通所介護（現行相当）の基準を適用する。

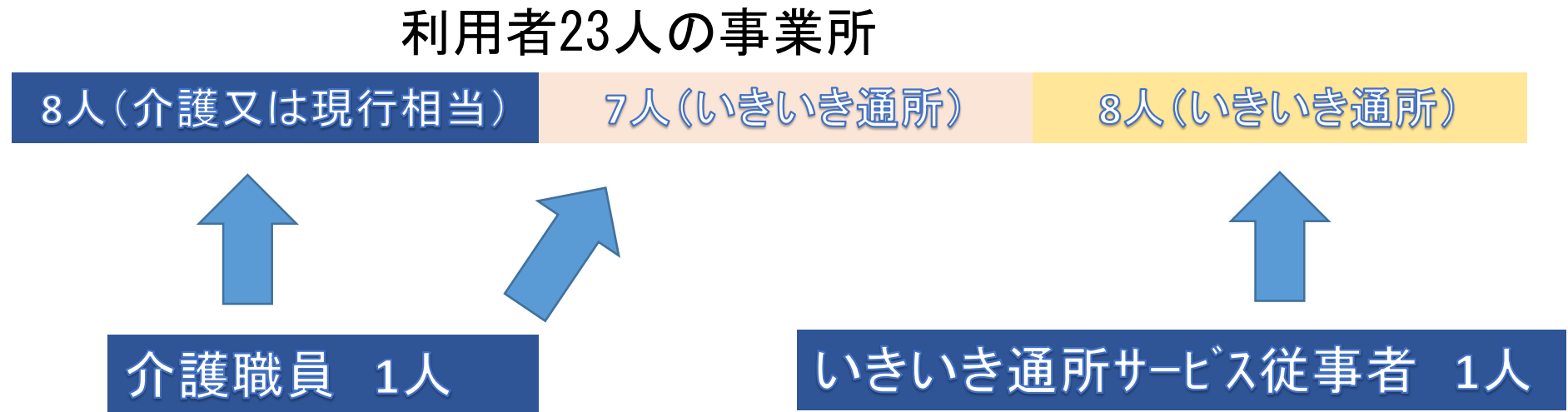
＜単独で実施する場合＞

1. 通所介護事業所以外の事業所でいきいき通所サービスを実施する。
2. 通所介護事業所において以下の方法でいきいき通所サービスを実施する。
 - ①別の部屋でいきいき通所サービスを実施する。
 - ②部屋をパーティション等で仕切り実施する。
 - ③曜日を分けて実施する 例) 土曜日はいきいき通所サービス、月～金曜日は通所介護など

⇒人員、設備等の基準はいきいき通所サービスの基準を適用する。

人員基準の考え方について（通所型サービス）

介護職員の配置例②（介護給付等と一体でサービス提供する場合）

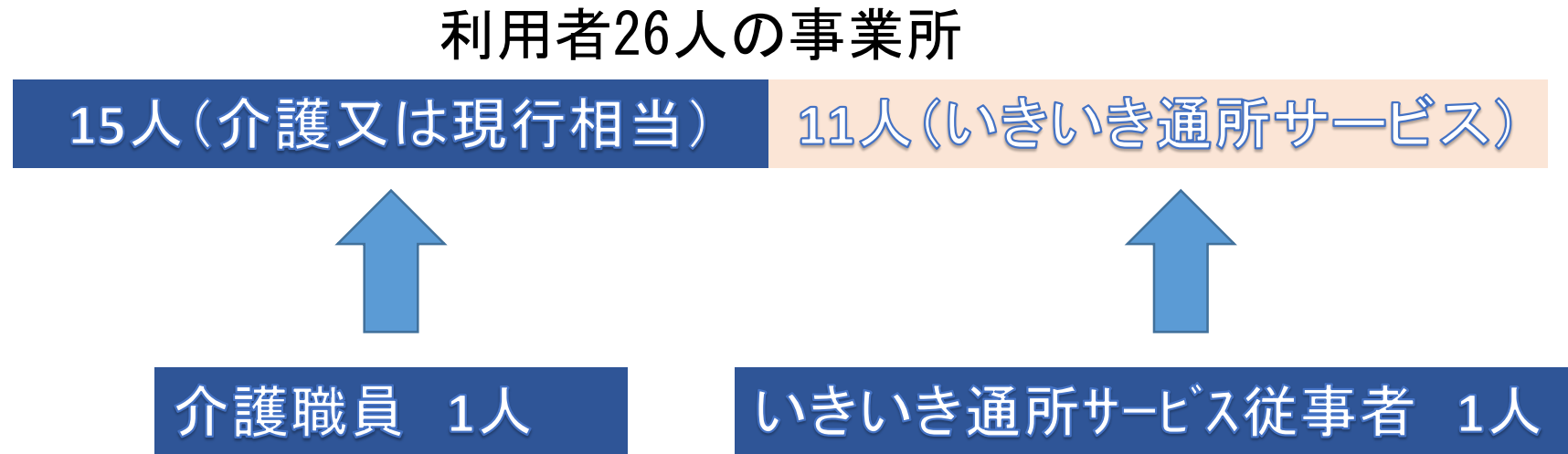


※通所介護事業所の介護職員1人で介護給付、現行相当といきいき通所サービスの利用者合わせて15人まで処遇が可能。

※23人全員が介護又は現行相当であれば、介護職員が3人必要。

人員基準の考え方について（通所型サービス）

介護職員の配置例②（介護給付等と一体でサービス提供する場合）



※通所介護事業所の介護職員1人で介護給付、現行相当といきいき通所サービスの利用者を合わせて15人まで処遇が可能。

※26人全員が介護又は現行相当であれば、介護職員が4人必要。

4. 事業所指定について

みなし指定について

平成27年3月31日の時点で、既に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業者は、総合事業の指定を受けているものとみなされるので、現行相当（訪問型・通所型）のサービスを提供する場合は新たに指定申請をする必要ありません。

この場合のみなし指定の有効期限は平成30年3月31日までになりますので、総合事業の指定を継続する場合は平成29年度中に指定を更新する必要があります。

平成27年4月1日以降に新たにサービスを開始した介護予防訪問（通所）介護の事業所又は、基準緩和型（訪問型・通所型）のサービスの提供を行う事業所については、新規指定の手続きが必要になります。

指定申請について

	みなし指定 有無	サービス種別	
		・介護予防型訪問サービス ・介護予防型通所サービス	・生活援助型訪問サービス ・いきいき通所サービス
平成27年3月31日までに指定を受けた事業所	有	申請不要	申請必要
平成27年4月1日以降に新規指定を受けた事業所	無	申請必要	申請必要

- ・総合事業の指定は稲美町が行いますので、指定関係書類の提出先は稲美町介護保険係となります。
- ・事業所指定は稲美町の被保険者及び稲美町に住民票のある住所地特例者にのみ適用されます。
- ・指定の有効期間は総合事業を介護給付等と一体的に実施する場合は介護給付等の事業所の有効期間満了日まで、単独で実施する場合は6年間になります。

指定申請関係書類について

①訪問（通所）の現行相当を平成29年4月1日から実施する場合

- ・みなし指定がある場合（平成29年度中に更新申請手続き）
指定更新申請書、付表等の様式はホームページに掲載
- ・みなし指定がない場合（平成29年3月17日（金）までに指定申請手続き）
指定申請書、付表等の様式はホームページに掲載

②訪問（通所）の緩和型サービスを平成29年4月1日から実施する場合

（平成29年3月10日（金）までに指定申請手続き）

- ・指定申請書、付表、運営規程等の様式はホームページに掲載

※既存の事業と一体で運営する場合以外は添付書類が多数必要なため、事前に介護保険係にご相談ください。

5. 事業所の準備について

総合事業のサービス提供前の準備について

- ①指定申請 指定申請が必要な事業所は指定手続きの準備を行う。
- ②定款変更 総合事業のサービスを提供する事業所は、事業の根拠として定款の変更が必要な場合があります。

●定款の変更例

「介護予防訪問介護」⇒「第一号訪問事業」

「介護予防通所介護」⇒「第一号通所事業」

「要支援者」⇒「要支援者及び事業対象者」等

※認可申請手続きについては所管官庁に確認してください。

- ③運営規程等の作成 緩和した基準によるサービスを開始する事業所は、運営規程や重要事項説明書等を別途定める必要があります。
- ④報酬請求ソフトの 現在、介護報酬の請求に使用している請求確認
確認 ソフトが総合事業に適合しているか確認し、適合していない場合は対応をお願いします。
- ⑤単位数表マスタの 請求情報作成のため稲美町が作成する総合事業の単位数表マスタを事業所のシステムに取り込み
取り込み 取り込む必要があります。

6. サービス費の請求について

サービス費の請求方法について

- 総合事業のサービス費については、現行の介護給付費と同様に国保連合会が審査支払業務を行います。
- 支給区分限度額
要支援 1 及び事業対象者は 5,003単位／月
要支援 2 は 10,473単位／月
- サービスコードについては、ホームページに掲載します。